

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：愛媛県（教育委員会）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	105.8%
全職員	93.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	97.5%
本庁課長補佐相当職	94.1%
本庁係長相当職	91.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.9%
31～35年	93.8%
26～30年	93.1%
21～25年	92.1%
16～20年	92.3%
11～15年	93.9%
6～10年	94.8%
1～5年	96.3%

【説明欄】

・フルタイム以外の職員は、当該職員の勤務時間をフルタイムの勤務時間で除して得た数を職員数としている。(週23時間15分勤務の場合、23時間15分÷38時間45分=0.6人/月)

【常勤職員】

- ・給与水準の高い本庁課長補佐相当職以上の職員のうち男性が占める割合は約8割となっている。
- ・扶養手当受給者のうち男性が占める割合は約8割となっている。
- ・本庁部局長・次長相当職の区分には、女性の職員がいないため公表しない。

【常勤職員以外の職員】

- ・全体の約4割を占める講師について、給与水準の高い経験年数16年以上の職員に占める女性の割合は約8割となっている。

【全職員】

- ・非常勤職員よりも給与水準が高い常勤職員の占める割合は男性が約84%であるのに対し、女性は約79%となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。